

## 遊漁規則の変更の認可について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第 7 項の規定により次のとおり公示します。

31 内共第37号（奥入瀬川）

項目		内容			
漁業権者の名称及び住所	名称	奥入瀬川漁業協同組合			
	住所	十和田市大字奥瀬字中平 70-3			
認可年月日	令和8年5月20日（変更の認可）				
漁業権の免許番号	内共第37号				
遊漁についての制限事項	漁具・漁法の制限	手釣、竿釣、たも網及び四ッ手網以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。			
		漁具、漁法	規模		
		たも網	口径1m未満、網目1.5cm以上		
		四ッ手網	縦1m未満横1.5m未満のもの、網目1.5cm以上		
遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。				
	魚種	遊漁期間			
	あゆ	7月1日から9月30日まで			
	やまめ、いわな、うぐい、にじます、うなぎ	4月1日から9月30日まで			
	こい	1月1日から12月31日まで			
	さくらます	6月1日から7月31日まで			
禁止区域及び期間	次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる区域においては周年遊漁してはならない。				
	魚種	区域			
	あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ	河口より上流1,000m（開運橋上流端まで）の区域			
		立石発電所より上流100m、下流200mの区域			
		奥入瀬川支流通称篠田地川のうち奥入瀬川合流点から上流1,200m上川原取水口までの区域			
	さくらます	鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域			
河口より上流1,000m（開運橋上流端まで）の区域					
大堀橋下流端より上流の奥入瀬川本支流 鮭築場設置場所より上流250m、御幸橋より下流60m藤坂頭首工までの区域					
全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。				
	魚種	全長			
	あゆ、やまめ、いわな、こい、うぐい、にじます、さくらます うなぎ	15センチメートル 40センチメートル			
遊漁料の額及び納付方法	遊漁料	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合			
		魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
		あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1日	1,000円
				1年	6,000円
		あゆ、やまめ、いわな、うぐい、にじます、こい、うなぎ、さくらます	手釣、竿釣、たも網、四ッ手網	1日	3,000円
				1年	12,000円
ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、上表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、200円（さくらますの場合は500円）を加算した額とする。					
2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合					
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料		
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円		
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円		
納付方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所又は漁業権者が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない				

		い。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 奥入瀬川漁業協同組合事務所（十和田市大字奥瀬字中平70-3） 2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
遊漁承認証に関する事項		1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。
遊漁に際し守るべき事項		1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 次に掲げる区域において川底をかくはんしてはならない。 河口より上流1,000m（開運橋まで） 立石発電所より上流100m、下流200m 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
漁場監視員に関する事項		1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
違反者に対する措置に関する事項		遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日		令和8年5月20日